

紛争解決のための話し合い(あっせん・調停制度)



◆ あっせん【37条】

住民は、開発事業者と意見が対立したときは、市役所に話し合いの場を設けるよう申し出ることができます。

市役所は、住民と開発事業者との話し合いの場を設け、あっせんします。

◆ 調 停【39条】

市役所は、あっせんにより解決しない場合は、専門家による調停を勧めます。